

# 尾張丹羽郡の藩政村の土地条件

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000064">https://doi.org/10.24517/00000064</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



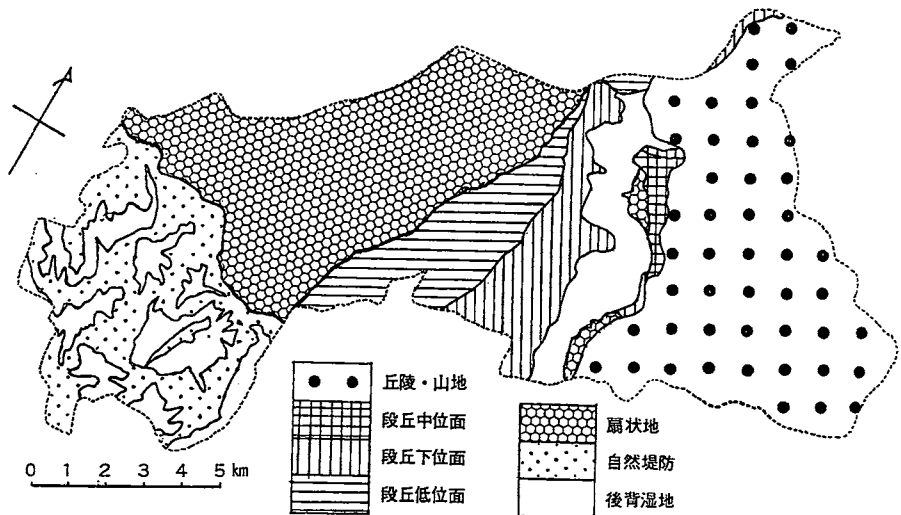
# 尾張丹羽郡の藩政村の土地条件

梶川 勇 作

## 序 言

本稿では、主に近世地誌を用いて、尾張国丹羽郡における藩政村（以下、村と略称）の多様性と地域性を明らかにする。いくつかある尾張地方の近世地誌のうち、『尾張<sup>1)</sup>徇行記』と『寛文<sup>2)</sup>村々覚書』を利用する。前者（以下、徇行記と略称）は、尾張藩士・樋口好古が寛政4年から文政5年までかけて完成させた尾張国の村誌である。後者（以下、寛文覚書と略称）は、藩が尾張の各村から高反別を主とする村況調書を提出させ、寛文12年頃に編集した藩撰地誌である。しかし、徇行記と比較すると、その記載が簡略であるので、補助的に利用する。

近世の尾張（8郡）のうち、丹羽郡はその北東部をしめ、木曾川を境として美濃国に接していた。その郡域は、現在の犬山市・岩倉市・扶桑町・大口町の全域および江南市と一宮市の各一部分に当たる。標高は、おおむね北東において高く、南西へ行くほど低い。地形は大きく4つに区分される。継鹿尾村と二ノ宮村を結ぶ線より東は、ほとんどが丘陵・山地である。その西方、下野原新田と小折出新田の線までは、洪積台地であり、3段の段丘面がみとめられる。さらにその西方は、木津村を扇頂とし、丹羽村と曾本村を結ぶ線あたりを扇端とする扇状地である。扇端の南西方は自然堤防・後背湿地となっている（第1図）。このように、丹羽郡には、



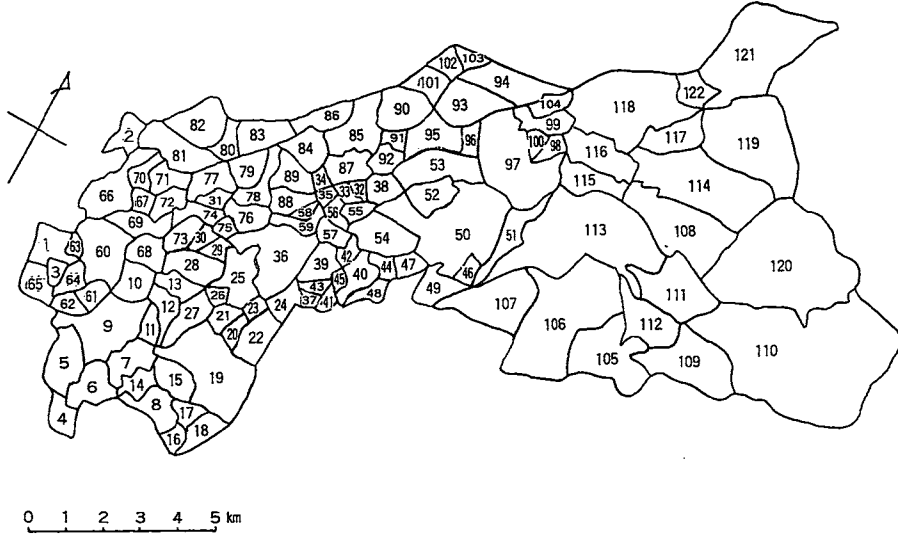
第1図 土地条件の概略

(注：国土地理院発行の2万5千分の1土地条件図による)

- 1) 名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書続編・第4～8巻』(昭和41～44年)。丹羽郡は第6巻所収。以下、引用は第6巻からである。
- 2) 同編・発行『名古屋叢書続編・第1～3巻』(昭和39～41年)。丹羽郡は第1巻所収。

三角州や干拓地はないが、その地形条件が比較的多様であることが、尾張8郡のうち丹羽郡を選んだ主な理由である。地形条件は、村の農業に地域差をもたらす要因の一つと考えられるからである。

さて、慶長13年に幕臣・伊奈忠次を首席奉行として行われた尾張一国の検地(備前検地という)の時、丹羽郡には108の村があった。<sup>3)</sup>これらは、既に中世末までにまとまった村落形態を確立していた村、すなわち古村である。徇行記によれ



村名一覧(番号は、図中の番号。村名の標記は徇行記による。)

1. 森	本羽	26. 芝	原屋	51. 河	北野	76. 五	明	101. 下	般	若
2. 丹	羽	27. 町	屋	52. 余	野	77. 下	奈	102. 中	般	若
3. 猿	海	28. 佐	野	53. 柏	森	78. 中	奈	103. 岩		手
4. 五	日	29. 穂	積	54. 大	敷	79. 上	奈	104. 木	二	津
5. 九	日	30. 一	塚	55. 力	長	80. 島	之	105. 宮	ノ	宮
6. 伝	法	31. 花	本	56. 今	場	81. 時	島	106. 菜		田
7. 北	川	32. 山	色	57. 安	良	82. 瀬	部	107. 菜	田	原
8. 川	井	33. 石	地	58. 寄	木	83. 東	野	108. 前	原	新
9. 三	井	34. 北	王	59. 東	道	84. 古	野	109. 神	尾	新
10. 浅	野	35. 尾	枕	60. 浅	野	85. 高	屋	110. 奥	入	鹿
11. 塩	尻	36. 小	野	61. 平	島	86. 北	後	111. 富		士
12. 小	山	37. 小	崎	62. 外	崎	87. 宮	賀	112. 安	菜	寺
13. 天	摩	38. 前	折	63. 馬	塚	88. 木	子	113. 羽		黒
14. 野	寄	39. 御	出	64. 吾	見	89. 赤	佐	114. 塔	ノ	地
15. 大	地	40. 長	新	65. 多	木	90. 和	田	115. 五	郎	丸
16. 大	山	41. 長	田	66. 大	赤	91. 山	勝	116. 橋		爪
17. 岩	倉	42. 九	衛	67. 小	赤	92. 江	山	117. 富		岡
18. 曾	野	43. 又	門	68. 南	小	93. 南	山	118. 犬		山
19. 岩	倉	44. 八	新	69. 北	小	94. 北	山	119. 善	師	野
20. 神	野	45. 三	田	70. 柚	木	95. 斎	名	120. 今		井
21. 石	野	46. 清	門	71. 西	大	96. 高	藤	121. 栗		栖
22. 八	野	47. 伝	新	72. 定	海	97. 下	木	122. 継		尾
23. 井	ノ	48. 宗	田	73. 浮	水	98. 下	野			
24. 曾		49. 外	坪	74. 熊	野	99. 上	野			
25. 加	納	50. 小	口	75. 勝	栗	100. 羽	根			

第2図 村の区画

3) 重松篤太夫編『地方古義』(名古屋叢書統編・第3巻所収, 199頁)参照。

ば、丹羽郡の村数は122カ村である(第2図)。つまり、差し引き14の新田村が、この間に形成されたのである。新田村のうち、下野原新田(享保12年検地)以外は、いわゆる入鹿新田であり、寛文2年に初検地をうけている(本稿では、新田村の名称から「入鹿」の字を省略する)。古村と新田村を比較することができることも、丹羽郡を取りあげた理由の一つである。

## I 戸数・人口

寛文覚書と徇行記には、それぞれ当時の村毎の戸数・人口が記載されている。ただし、若干の記載もれがある。殊に、最大の戸数・人口を有していたと思われる犬山村のそれが両書とも記載されていない。これは、犬山村が、他の村とは違って、成瀬氏町奉行の支配下にあった<sup>4)</sup>からであろう(以下本節の記述には、犬山村など戸数・人口の不明な村を含まない)。

村の戸数規模は様々である。寛政年間(徇行記の年代)における一村当たりの平均戸数は、100戸であるが、平均戸数未満の村が6割をしめる(ちなみに、寛文年間の一村平均戸数は57戸であり、平均未満の村数は同じ6割であった)。

400戸以上の村は、小口・岩倉・羽黒・小折の4カ村である。いずれも藩重臣(竹腰山城守、成瀬隼人正、生駒求馬)の采地であった。岩倉と小折は、ともに享保16年から六斎市の開催が許可された商業的な村であった。これらに比べて、小口と羽黒は、その村域も広く、農村的であったらしい。

他方、住民のいない村があった。すなわち、又助新田は、寛文覚書に、「家数1軒、人数3人とありて、昔時新田主又助住居せしが、跡断<sup>5)</sup>絶して今は戸口なし。小折新田の庄屋兼帯す<sup>5)</sup>」(注1)78頁)と言う。村高(20.6石)も田畑(2.3町歩)も少ない新田村であった。最も戸数の少な

い2カ村も新田村である。三右衛門新田は、「古は庄屋伊右衛門先祖1人居住せしが、後分家共に3戸」(注1)79頁)になった。九郎左衛門新田(4戸、12人)は、「開基せし先人九郎左衛門末裔はあれども、今は甚零落せしにより、今御供所村庄屋支配」(注1)77頁)になっていた。

新田村のうち、戸数の最も多いのは、前原新田(100戸)であった。この村は、寛永12年の入鹿池築造の時、その池敷になった入鹿村から24戸が寺院・神社ともに移転・成立し、寛文元年以降は成瀬隼人正の知行所となった。尾張藩では、延宝8年以降、原則として新田は給知にしないことにした(注3)296頁)ので、丹羽郡でも、この前原新田と楽田原新田のうちの二の宮神領(延宝2年、藩主が寄付)を除く新田村は、一円蔵入であった。

戸数が10戸未満の古村は、岩手・継鹿尾・花地の3カ村である。

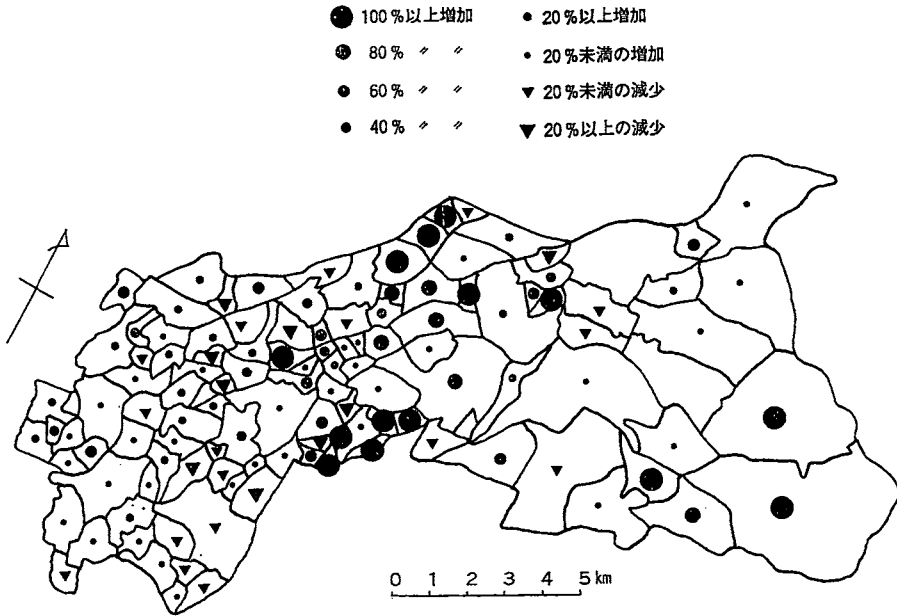
寛文年間から寛政年間までに、丹羽郡の戸数は75%増加したが、人口は23%の増加にすぎない。この結果、一戸当たりの人数は、5.8人から4.1人に減っている。村毎にみても、一戸当たり6.0人以上の村は、寛文年間には39カ村あったが、寛政年間には全くない。この間に一戸当たり人数が増えた村は、7カ村にすぎない。

人口の増加率は、村によって大きな差がある(第3図)。一般に、新田村のそれは高い(新田村14カ村の平均増加率は153%である)。100%以上の人口増加をみた15カ村のうち、7カ村が新田村であった。残り8カ村は古村であるが、いずれも、「高に準じては戸口多く、佃力足れり」(注1)151頁・木賀村)とか、「村中にては耕田たらず」(注1)165頁・高木村)とか記されている。8カ村とも、村民一人当たりの村高は、1.0石未満であった。

他方、人口が20%以上減少した村は9カ村で

4) 林 董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会(昭和37年)211頁参照。

5) 徇行記の文は、片カナ(漢数字)書きであるが、本稿では平ガナ(算用数字)書きに改めて引用した。



第3図 人口増減率（寛文年間—寛政年間）

ある。前述の又助新田と九郎左衛門新田を除く7カ村は古村であり、その村民一人当たり村高は、いずれも1.0石以上であった。しかし、これは、必ずしも裕福な村であることを意味しない。例えば、村民一人当たり2.7石である町屋村は、「佃力不足し……田地を持あぐみ、小山村其外近村へ田畝を掬ると也。村民衰耗にしたがひ竹木も伐はらひ、農舎境の垣も荒廃し、破屋のみにて賤乏のありさま間のあたりに見ゆ」〔注1〕53頁〕と言う。

さて、丹羽郡では、およそ4割の村に村組があった。村組は、村を小区分した地域的単位集団であるが、その形成過程は、次の3つに分類することができる。すなわち、(1)旧村の合併、(2)集落的内的分化、(3)枝郷・新田集落の成立である。(1)は、藩政村としての村切りの際、いくつかの並列する村を合わせて一村とした場合である。三井重吉村、加納馬場村、穂積塚本村は、それらの村名に表わされているように、それぞれ2つの村が合体して藩政村となったのである。(2)は、一つの集落の戸数が増加するのに伴って、集落がいくつかの組に分けられる場合である。

例えば、南小湊村(81戸)は、「村中にて上の切、中の切、下の切と3組に分れ」ていた〔注1〕118頁〕。次の(3)による村組と併存している6カ村を含めて、16カ村にみられる。

丹羽郡における村組のほとんどは、(3)によるものであり、41カ村にみられる。例えば、下奈良村(116戸)の本郷は、「般若川の東岸に農屋建ならび一村立の所なり。本郷南の方、酉新田附戸19、口81、馬1匹あり」〔注1〕133頁〕。酉新田(高32.5石、田畑6.0町歩)は享保14年の検地である。枝郷のなかには、高木村(58戸)の枝郷・福塚のように、本郷より戸数の多い例もある。また、本郷と枝郷の所領関係が違う場合もある。例えば、二ノ宮村の本郷(71戸、高137石)は二の宮大泉神社領であるが、枝郷・山崎(12戸、高85石)は成瀬隼人正の給知であった。戸数の多い岩倉村(415戸)では、(2)と(3)の村組が併存している。すなわち、本郷が上市場町・中市場町・下市場町の3組に分かれ、東市場・大市場・鈴市場・西市場の4つの枝郷があった。「本郷庄屋は3人あり。一旬づつ代合つとむ。又4ヶ所の支邑にも庄屋あり」〔注1〕38頁〕と記

されている。

## II 村高・農地

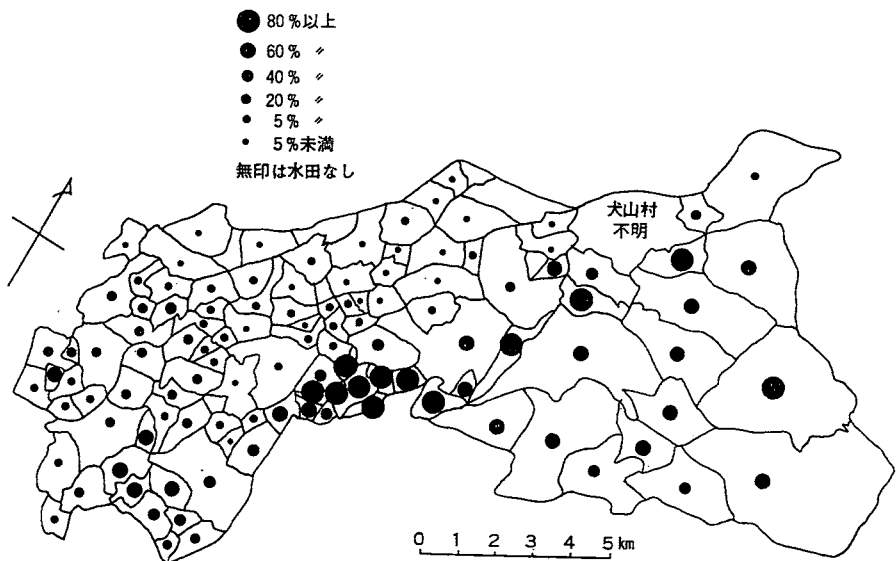
寛政年間における丹羽郡の一村当たり村高は、580石であるが、戸数・人口と同様に、村高も村によって大きな差がある。丹羽郡には無高の村はないが、村高の最も少ない岩手村の高は、わずか3.8石である。岩手村の慶長検地による村高は33.3石であったが、寛永11年に木曾川堤防が決壊し、耕地のすべてが押し流された。寛永15年の地押じおさえによって畑7反5畝歩が3.8石に高付けされたのである。寛政年間の岩手村は、家6軒、人口27人であったが、「戸口に準じては耕田少きゆへ隣村の田畝を承佃」している〔注1〕176頁（承佃とは小作のことである）。岩手村を含めて、村高50石未満の村は、7カ村であり、うち3カ村が新田村であった。

他方、高3,983石の楽田村を最大として、村高3千石台が4カ村、2千石台が3カ村ある。これら7カ村の村高合計だけで、丹羽郡の総石

高の30%をしめる。新田村のうちで、村高の最も多いのは、楽田原新田（306石）であった。

各村の田畑1反歩当たりの村高、すなわち平均石盛は、各村の耕地の平均的な査定生産力を示す。それは、一般に、郡の中央の扇状地において低く、南西部の自然堤防・後背湿地では高い。また、扇状地の村々に比べれば、新田村も北東部の古村も、その平均石盛が高い。平均石盛の地域差は、水田率（耕地にしめる水田の割合）の違いと関係がある。一般に畑よりも水田は、その石盛が高いからである。水田率は、扇状地のほとんどの村において、20%未満であるのに対して、新田村や北東部の古村においては、一般に60%を越えている（第4図）。南西部でも野寄村の周辺一帯では、水田率が高い。

さて、丹羽郡における本田畑の「概高」は、67,214石（寺社領を含む）であったが、明治2年の石高7は、73,205石となった。差し引き5,991石が新田高であり、それは明治2年の石高の8%をしめる。新田高率（新田高/明治2年の村高）



第4図 水田率

6) 徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所（昭和34年、102—3頁）によると、尾張藩では、各村の寛永11年より10年間の平均年貢高を調査し、それが正保2年において免相4ツ、すなわち村高に対する年貢高が40%になるように村高を伸縮した。伸縮前の村高を元高、伸縮後のそれを概高と言う。

7) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳・中部編』近藤出版社（昭和52年）7頁。

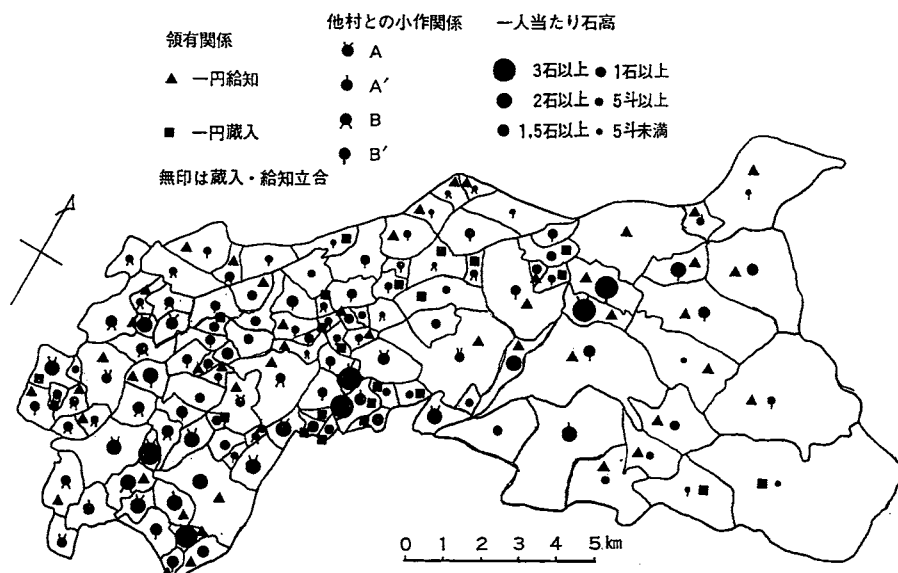
が100%である14カ村は、もちろん新田村である。これらの新田村の村高合計は、2,092石であり、それは郡の新田高の35%をしめている。つまり、新田開発の大半(65%)は、古村における切添新田にあった。しかし、大半の古村では、その新田高率は、10%未満であり、それが30%を越える古村は、7カ村にすぎない。

丹羽郡では、本田畑5,347町歩に対して、寛文年間までに347町歩(高2,623石。幕末までの新田総高の44%)の新田が検地をうけて高入りとなっていた。しかし、これ以外に186町歩の給人自分新田があった。それを含めると、丹羽郡では、新田のおよそ7割が寛文年間までに開発されている。最大の給人自分新田は下野村にあった(65町歩)。その一部が、享保12年の検地によって下野原新田として独立するのである。下原村の他、羽黒・小口・瀬部・岩倉・橋爪・小折の6カ村には、それぞれ5町歩以上の給人自分新田があった。尾張藩では、天和2年にすべての給人自分新田を蔵入地に組み入れた。これが「<sup>あが</sup>上り新田」であり、藩全体では、2,660町歩

(高14,640石)に及んだ〔注3〕310頁〕。しかし、丹羽郡では、かなりの上り新田が給人の請控になった(例えば、小口村の22町歩の上り新田は、竹腰山城守の請控である)。これは、丹羽郡の給人自分新田が、主として成瀬・竹腰の両家による開発であったからであろう。

寛政年間における丹羽郡の住民一人当たり石高は、1.4石(一戸あたり5.7石)であった。もちろん、それ(村高/村の人口)は、村によって異なる。それは、自然堤防地域と洪積台地の地域では、ほとんどの村において、1.5石以上であるが、扇状地と丘陵部のほとんどの村では、1.5石未満である(第5図)。

ところで、村民一人当たり村高という指標は、村民が村内のすべての田畑・高を保有していることを前提にしている。しかし、実際にはそうでない村もある。例えば、宗雲新田の「高の内過半は御供所村伴左衛門、河内屋新田三左衛門、小折出新田弥左衛門・弥十郎など」が保有していた〔注1〕81頁〕。また古村の五明村でも、「漸々村民の貧窶により、田畝他村の控になり……



第5図 村の領有関係・一人当たり石高・他村との小作関係

8) 児島幸左衛門編『地方品目解』(名古屋叢書・第10巻所収, 461頁)に、「是は御家中之輩知行之内、本村は給知御座候処、其村に附候御蔵入之見取所新田等、子細有之、給人に引請、御年貢差出候を申候。」

今も高 200 石ほど越高あり」〔注1〕131頁〕と言う。この他、森本・三井重吉・野寄・長桜・大屋敷・浅野・五郎丸・左衛門新田などの村では、かなりの田畑が他村の住民の保有になっていた。

他村との高の出入りと並んで、他村との小作関係も重要である。他村との小作関係がある村は、二大別される。すなわち、(A)田畑を他村の住民に小作させている村。例えば、「高に準じては戸口少く佃力不足し、西大海道村・北小湊村・柚木風村へ凡そ3, 4町ほども掬る」〔注1〕124頁〕定水寺村など14カ村。他方、(B)他村の田畑を小作している村がある。例えば、「高に準じては戸口多く、耕田不足が故に八劔村の田畝を多く承佃する」〔注1〕46頁〕井ノ上村など27カ村である。第4図に、それを示す。この図には、他村との小作関係はないが、それが発生する条件をもっている村、すなわち、「高に準じては戸口少く、佃力不足」の村(A')と、「高に準じては戸口多く佃力足れり」という村(B')もあわせ図示した。扇状地の村は(B)か(B')である。(A)と(A')は、自然堤防と洪積台地の地域に多い。(A)の14カ村のうち11カ村では、その村民一人当たり村高が1.5石以上であるのに対し、(B)の27カ村のうち22カ村のそれは、1.5石未満である。すなわち、人口に対する高の過不足は、一人当たり高1.5石あたりで分かれたようである。

### III 蔵入・給知

村の領有は、蔵入と給知と寺社領に三区区分される。丹羽郡における寺社領高は1,148石である。一村が寺社領であったのは継鹿尾村だけである。この村は継鹿尾山寂光院領の小さい村(高23.1石, 8戸)であった。村の一部分が寺社領であったのは、楽田原新田・二ノ宮・島宮・南山名・大赤見・五明・犬山の7カ村である。

ところで、寺社領は、寺社が地頭として領知権を有する土地であるから、単純化のため、以下では給知に含めて扱うことにする。

徇行記によると、丹羽郡における蔵入と給知の石高の比率は、24%対76%であった。<sup>9)</sup>給知高が蔵入高をはるかに上廻っていることが、当時(寛政年間)の丹羽郡の特徴である。近世前期に丹羽郡では多数のキリシタン信徒を出したために、藩は寛文5年に成瀬・竹腰・生駒の三氏を除き、給知を与えないことにした〔注3〕295頁〕が、その制限がその後緩和されたのである。

村は、その領有からみて、一円給知、一円蔵入、蔵入・給知立合の3つに分類される(第5図)。一円給知は、52カ村である。このうち、26カ村が成瀬隼人正の采地、3カ村(大地・一色・小口)が竹腰山城守の采地であった。両氏は、藩制最高の職「両家年寄」を代々しめた「御付家老」である。特に成瀬氏は犬山城を与えられ、丹羽郡を中心に3万石(万治2年以後は3万5千石)を領知していた。このほか、一村が一人の給人の知行であったのは、17カ村であるが、このうち、近世を通じて継続して封与されていたのは生駒氏(小折村の高1,979石)だけである。

一円給知の52カ村のうち16カ村は、一村内に複数の給人の知行地が混在する相給付である。例えば、浅野村(高1,542石)は、39人の給知に分割されている。相給村における給人一人当たり給知高は、平均50石である(蔵入・給知立合の村におけるそれは、44石である)。尾張藩では知行高100~299石の給人が7割以上を占めていたが、<sup>10)</sup>彼らでもその給知は数カ村に分散して給与されていたことになる。しかも、知行高千石以下の者は、家来を在所以外の自分の給知に常駐執務させることが禁止されていた〔注9〕48頁参照〕。

蔵入・給知立合の41カ村のうち、給知高が蔵入高より少ないのは4カ村(これらの村の給知は

9) 林 董一『尾張藩の給知制』一条社(昭和33年, 5頁)によれば、天保5年の尾張藩全体では、48%対52%であった。  
10) 所 三男『藩政改革と明治維新』(林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版, 昭和50年, 第1章所収, 10頁)参照。



いずれも寺社領) だけである。また寺社領を除くと、村の給人が一人であるのは北山名村のみである。つまり、蔵入地と立合の給知も何人かの給人に分割封与されているのが普通であった。

一円蔵入は29カ村である。楽田原新田と前原新田を除く新田村(12カ村)が、これに含まれている。一円蔵入の村は、新田村も古村も、その村高が一般に少ない。丹羽郡の一村当たり村高(580石)を越えているのは、楽田村(3,983石)と森本村(1,025石)だけであった。

次に年貢率(免相)について考察しよう。各村の本田畑については、その元高と概高から、寛永11年より10年間の平均年貢率(元高に対する)を逆算することができる〔注6〕参照〕。すなわち、平均年貢率は概高の40%を元高で除したものである。尾張藩では慶長検地以後、年貢率60%が基準であったが、寛永年間の丹羽郡の年貢率は、47%に低下していた(藩全体のそれは、51%)。それは村によって差がある。60%以上は5カ村だけである。年貢率は、自然堤防と洪積台地の村において高く、扇状地の村では低いという傾向があった。

村々の年貢率を40%に統一したのが、正保2年の高概しである。しかし、その後も年貢率は固定したものではなく、村により、豊凶により異なることは、もちろんである。徇行記には、蔵入地について、定免・不同免の区別と定免の率が記載されている。本田畑の蔵入地のある57カ村のうち、42カ村では定免であった。定免の率は、外崎村の45.5%から上野村の14.2%までの開きがある。単純に平均すると、29.6%であった。これは、当時の藩全体の蔵入地の平均年貢率〔注10〕によると、天明2年より20年間の平均、29.7%〕と同じである。扇状地の村では、寛永年間と同様に、他に比べて年貢率が一般に低い。これは、畑地が多いためであろう。

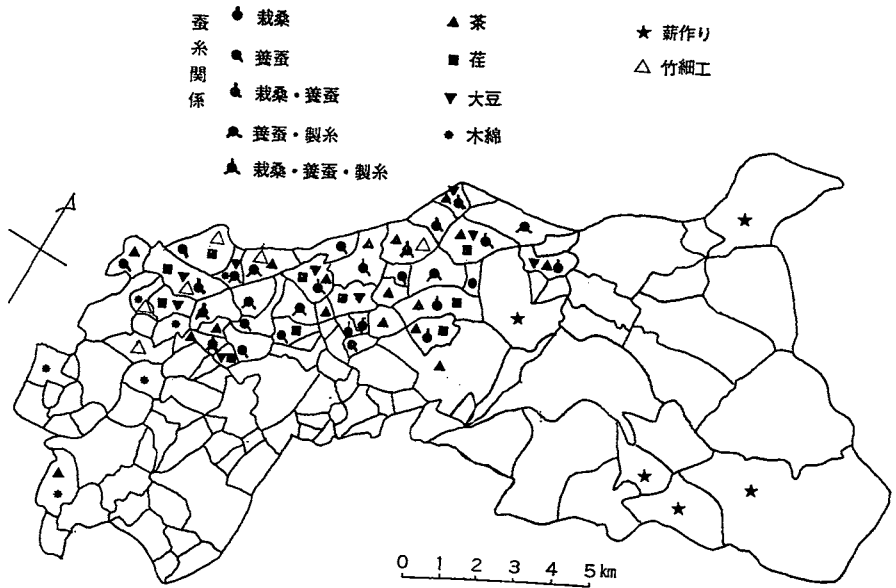
新田のほとんどは蔵入地であるが、その年貢率は、本田畑とは異なる。蔵入の新田村12カ村は、すべて定免になっており、その単純平均は、44.4%である。これは、上述の本田畑(蔵入地)の定免より15%も高い。古村における切添新田の定免も、一般に本田畑より高い。例えば、大屋敷村では、蔵入の本田畑の定免が39.9%であるのに対して、寛文2年検地の入鹿新田は50.8%、元禄7年検地の戌新田は51.8%、同10年検地の丑新田は25.0%、享保12年検地の未新田は41.5%、延享元年検地の子新田は53.5%の定免であった。丑新田のそれが低いのは、畑の多い新田であるためであろう。

給知の年貢率は、蔵入地のそれより若干高いのが、普通である。藩が提示した給知の年貢率の基準は、何度か改定されているが、宝暦8年のそれは、知行高千石以上は32%、三百石以上は33%、三百石未満は35%であった<sup>11)</sup>。しかし、給知の実際の年貢率は、村により、給人により異なる。例えば、徇行記によれば、島宮村において、織田遠江の給知では26%であるが、妙興寺領では39%であった〔注1〕138頁〕。

#### IV 畑作・商品流通

尾張において、丹羽郡の農業の特色は、葉栗郡とともに、畑作が多いことである。寛文覚書によれば、丹羽郡では耕地面積の63%が畑地であった(尾張全体では、40%)。徇行記には、村々の農作物に関する記述が散見する。例えば、島宮村は、「畠毛のみの所にて荏・大豆・木綿を専らに作り。農事の余力には竹工を以て生産の授けとせり。専らイカキを造り他方へうり出せり。……又蚕養をも生産の授けとして、糸真綿を製して多く他方へうり出せり」〔注1〕138頁〕と言う。また上野村は、「田は少しにて畑ばかりの所なれば、茶・桑を多く栽、又荏・大豆を

11) 宝暦8年以前は、これより各々3%高く、安政2年の改定では、これより各々2%引き下げた〔注10〕11頁参照〕。



第6図 畑作物・副業

多作れり」(注1) 170頁) とある。この両村の記事のなかに、丹羽郡の特徴的な農産物のほとんどが現われている。

蚕糸生産の記事のある村が最も多い(32カ村)が、それらの村は、すべて扇状地に立地している(第6図)。その記載の内容から村を次の5つに分類することができる。すなわち、(1)栽桑のみで、養蚕・製糸の記事のない5カ村。余野村では、「桑葉は蚕養の頃他村へうり」(注1) 90頁)、柏森村では「桑の葉は上有知村あたりへ多く売る」(注1) 91頁) という。(2)養蚕の記事だけの8カ村。ただし、「桑樹はなし」と明記されている丹羽村以外は、実際には栽桑もあったかも知れない。(3)栽桑・養蚕の9カ村。時之島村は、(2)の瀬部村と同様に、繭を美濃の関あたりへ多く売却していた。(4)養蚕・製糸の7カ村。ただし、これらの村では栽桑も行われたとも考えられる。(5)栽桑・養蚕・製糸の3カ村である。つまり、桑葉や蚕繭の売買が行われ、栽桑・養蚕・製糸が地域的にもかなり分業化していたので

ある。ところで、徇行記には、安良村の養蚕の記事はないが、同村の天保13年の文書<sup>12)</sup>によれば、20戸が養蚕をし、繭を高屋・木賀・小折・古知野の4カ村の製糸家に売り、17両3分を得ている。文政7年に製糸場を開業した秋津村の江口重助を初めとして、幕末期の丹羽郡では製糸場の設立が相ついただと言う。ちなみに、『明治十年全国農産表』<sup>14)</sup>によれば、丹羽郡の生糸生産量は尾張全体の94%を占めた。

蚕糸関係に次いで、記載の多い作物は、茶(21カ村)、荏(13カ村)、大豆(10カ村)である。これらの栽培も扇状地の村に限られていたようである。時之島村や丹羽村では、茶は中島郡稲葉村(現在の稲沢市)へ売られた。荏と大豆も商品として流通したのであろう。それらを扱う商人の一例として、中奈良村の治郎左衛門がいた。彼は文化3年より3年間に、荏(247 俵)・大豆(80俵)・塩(66俵)・薪(770貫)を隣村や名古屋から買い入れ(計192両)、荏油(70樽)を主に大坂(54樽)へ、荏粕(2,660枚)・味噌(73樽)・溜

12) 『江南市史・資料3・古文書編(下)』江南市(昭和55年)164~5頁所収。

13) 『愛知県蚕糸業史』愛知県蚕糸業振興会(昭和39年)715頁参照。

14) 勸農局編、明治12年刊『日本農業発達史・第10巻』中央公論社、昭和33年、所収。

り(30樽)を隣村へ売って、203両を得ている(注12)170~3頁)。

木綿栽培の記載は5カ村にみられるだけである。これらの村は、扇端から自然堤防の地域に位置する。蔬菜については、郡の南西端の五日市場村と九日市場村にのみ記事がある。とくに五日市場村では「夏は瓜・西瓜を作り、冬は専らニンジンを作り、下小田井市(注・藩免許の青物市場があった)へ送り出せり」と言う(注1)9頁)。

農家の副業としての竹細工の生産は、瀬部村あたりの数カ村が有名であった。<sup>15)</sup>時之島村や北小湊村などから竹を買入れるほか、「濃州黒瀬あたりより下へ付、木曾川を筏にて下せる竹は、凡そ8分通りほどは此辺竹細工をする村々へ買取り」(注1)138頁)、籠・箕・イカキが造られた。その年間生産額は、瀬部村で100両、東野村で210両、和田勝佐村で60両であった。

北東部の山寄りの村では、薪づくりが農家の副業であった。また、宮後村や下野村には、菅大臣<sup>16)</sup>縞を織る者がいたが、これが農家の副業か織物専業かどうかは不明である。

丹羽郡では、犬山・古知野・岩倉・小折の4カ村(前3カ村は成瀬氏の采地、小折村は生駒氏の在所)に六斎市が許されていた。これら4カ村

が商業的であったのは言うまでもない。徇行記によれば、この他、丹羽・北島・尾崎・東大海道・大赤見・杣木風・東野・北山名の8カ村には、それぞれ何戸かの商家があった<sup>17)</sup>と言う。しかし、商人がいた村は、おそらくこれだけにとどまらないであろう。丹羽郡における近世の商人の分布を正確に知ることができないのは残念である。

## 結 語

丹羽郡の地形条件の特色は扇状地にある。そこには水田はほとんどなく、畑作中心であったから、換金作物の栽培と農家の副業が早くから普及していた。このことは葉栗郡においても同様であったと思われるが、残念ながら、葉栗郡の村々の徇行記は今日まで見つかっていない。丹羽郡の地形条件は、三角州と海面干拓地からなる海東・海西両郡(後の海部郡)のそれと対照的である。そうならば、藩政村の性格は、どのように違っていたのであろうか。機会があれば、本稿と同様に徇行記を用いて、伊勢湾沿岸部における藩政村の土地条件を分析してみたい。

(金城学院大学文学部)

15) 小田切春江『尾張名所図会・後編・巻之六』愛知県蔵版(明治13年、41丁)に、瀬部村の「辺松竹郷といひて住昔より松樹竹林多く竹の性強く諸品に造りて上品なり。故に瀬部の箆作りとて名物とす」と記し、箆作りの図が描かれている。

16) 天明8年、京都の大火の際、五条坊門西洞院の菅大臣社付近に住んでいた機業家が焼け出され、尾張へ移住、織り出した綿織物。

17) ことに、東野村には「呉服商ひをする家12、3戸あり。…此あたり上郡中村々よりもここにて買ととのへり。…又海東・海西へうり出し、就中津島へ専らうりさばき、又三州あたりへもうり出し、殊に池鯉鮒へ多くうりさばく」(注1)143頁)と言う。東野村の呉服商の一軒に、滝兵右衛門家があった。これが、今日の名古屋の繊維会社、タキヒョーと滝定<sup>25)</sup>の母体である。また今日の学校法人・滝学園(江南市東野)を創立したのも、この家である。